

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成31年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	1	事業名	個人線量計校正事業	事業番号	(3) - 23 - 1
交付団体	双葉町		事業実施主体（直接/間接）	双葉町（直接）	
総交付対象事業費	(42,633千円) 51,824千円		全体事業費	61,015千円	

帰還環境整備に関する目標

双葉町復興まちづくり計画において住民の帰還に向けた様々な取り組みがなされているが、避難指示が解除されていないという現状では、町民の方は大変厳しい避難生活を強いられている。今後も避難生活の長期化による健康への不安、特に若年層の放射線に関する不安、さらには双葉町内への一時立ち入りによる放射線の影響が何よりも懸念されるところである。このため、町民の内部被ばく検査を継続的に実施し、放射線の健康影響に対する不安を払しょくし、避難生活を安全・安心して送れるとともに、やがて帰還促進の意向を加速化するものである。

事業概要

福島県内及び福島県隣県に避難されている双葉町民に貸与している個人線量計およびサーベイメーターの精度の維持を保つため点検、校正業務を行なう。また、双葉町内に業務のため一時立入を行う職員や放射線防護の観点から町民に貸与している個人線量計の精度維持を目的に、点検及び校正業務を行う。

当面の事業概要

<平成31年度>

○健康福祉課対象者世帯用個人線量計 1,100台 サーベイメーター 5台

個人線量計の貸与（記録用紙同封） → （報告用紙送付）6カ月毎に積算線量報告 → 健康管理システム入力 → 線量計の校正回収 → 校正済線量計発送（記録用紙同封・報告用紙送付） → 健康管理システム入力

サーベイメーターは都度申請し、貸出す。

○双葉町職員や一時帰宅実施町民用個人線量計 200台

個人線量計の貸与 → 貸与者による線量計の使用・被ばく線量管理 → 線量計の回収・校正 → 校正済線量計の貸与

<平成32年度>

平成31年度と同様に実施予定

地域の帰還環境整備との関係

個人線量計を使用し、町民自らが今後の町内立入りにおいて、放射線量を確認することで、町で生活する上での不安を解消し、双葉町への帰還意欲を高める。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	尿による内部被ばく検査事業	事業番号	(3) - 23 - 2
交付団体	双葉町	事業実施主体 (直接/間接)	直接		
総交付対象事業費	(52,391 千円) 56,677 千円	全体事業費	60,963 千円		

帰還環境整備に関する目標

双葉町復興まちづくり計画において住民の帰還に向けた様々な取り組みがなされているが、避難指示が解除されていないという現状では、町民の方は大変厳しい避難生活を強いられている。今後も長期化による健康への不安、特に若年層の放射線に関する不安、さらには双葉町内への一時立ち入りによる放射線の影響が何よりも懸念されるところである。このため、町民の内部被ばく検査を継続的に実施し、放射線の健康影響に対する不安を払しょくし、避難生活を安全・安心して送れるとともに、やがて帰還促進の意向を加速化するものである。

事業概要

すべての町民を対象に尿による内部被ばく検査を実施する。特に県内に避難している町民は、食品に含まれているかもしれない放射性物質を知らずに摂取することによる健康被害に多少の不安を持っている。そのため、継続的な尿検査を行なうことによりその不安を払しょくすることとする。

なお、当該事業は平成 24 年度から実施し、町民及び町が毎年経過観察を行っている。

当面の事業概要

<平成 31 年度>

対象者：全町民（尿 2000ml・500ml オムツ 1kg）

全町民へ検査希望案内送付 → 希望者へ採尿キット送付 → 検体送付
→ 検査結果通知（町・受診者）

<平成 32 年度>

平成 31 年度と同様に実施予定

地域の帰還環境整備との関係

日常、生活する上で被ばくのリスクは常に意識しているものの、知らない内に体内に入っていることもあるので、検査を行なうことにより体調管理に努めていただき、今後町内立ち入り、事業の再開、防犯対策など住民がこれら取組を実施することで帰還の促進を図る。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	甲状腺検査事業		事業番号	(3) - 23 - 3
交付団体	双葉町		事業実施主体（直接/間接）		直接	
総交付対象事業費	(12,713 千円) 14,645 千円		全体事業費		16,577 千円	
帰還環境整備に関する目標						
双葉町復興まちづくり計画において住民の帰還に向けた様々な取り組みがなされているが、避難指示が解除されていないという現状では、町民の方は大変厳しい避難生活を強いられている。今後も長期化による健康への不安、特に若年層の放射線に関する不安、さらには双葉町内への一時立ち入りによる放射線の影響が何よりも懸念されるところである。このため、町民の内部被ばく検査等を継続的に実施し、放射線の健康影響に対する不安を払しょくし、避難生活を安全・安心に送れる環境をつくるとともに、やがて帰還促進の意向を加速化するものである。						
事業概要						
甲状腺検査は、震災当時 39 歳以下の町民を対象に実施する。						
当面の事業概要						
＜平成 31 年度＞ ① 対象者を抽出し、該当者に指定医療機関名一覧を通知する。 ② 検査希望者は近隣の指定医療機関にて受検する。 ③ 検査結果について、受検者自らは健康管理手帳に綴るとともに、町は健康管理システムにデータを保存する。 ＜平成 32 年度＞ 平成 31 年度と同様に実施予定						
地域の帰還環境整備との関係						
日常、生活する上で被ばくのリスクは常に意識しているものの、知らない内に体内に入っていることもあるため、町民には各種検査を行なうことにより体調管理に努めていただき、今後、町内立入り、事業の再開、防犯対策などの取組を実施することで、住民帰還の促進を図る。						
関連する事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

福島県(双葉町)帰還環境整備事業計画 再生加速化事業等個票

平成31年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	自家消費野菜等放射能検査事業	事業番号	(3)-23-5
交付団体	双葉町		事業実施主体(直接/間接)	双葉町(直接)	
総交付対象事業費	(5,645千円) 6,305千円		全体事業費	6,965千円	
帰還環境整備に関する目標					
双葉町においては、帰還困難区域内の特定復興再生拠点について、平成33年度末を目標に避難指示が解除されるように整備が進められるところである。 一方、避難されている町民の方々は未だ放射線に関する不安が懸念されるところである。 このため、食品摂取の観点から、町民からの検査依頼により、自家消費野菜等の放射能検査を行うことで、避難生活を安全・安心して送れるとともに、やがて帰還促進の意向を加速化するものである。					
事業概要					
福島県内2か所に設置してある食品放射能簡易測定システムを使用し、自家消費野菜等の放射能検査を行う。					
当面の事業概要					
＜平成30年度＞ ・福島県内に設置した検査機器の点検委託 3台(日立製作所(旧日立アロカメディカル株)製) (郡山支所2台並びにいわき事務所1台) ＜平成31年度＞ ・平成30年度同様実施予定					
地域の帰還環境整備との関係					
未だに福島県産野菜等の風評が根強いいため、希望する町民向けに、県内産の野菜等の検査を通じ、安全・安心を確保することにより帰還の促進を図る。					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県(双葉町)帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成31年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	双葉町新市街地開発事業関連計画策定事業	事業番号	(1)-10-2
交付団体	双葉町	事業実施主体(直接/間接)	双葉町(直接)		
総交付対象事業費	(62,806千円) 133,096千円	全体事業費	203,386千円		
帰還環境整備に関する目標					
<p>町域の96%が帰還困難区域に指定されている双葉町は、「双葉町復興まちづくり計画(第二次)平成28年12月策定。以下「二次計画」という。)」により、町域の4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めていくこととしている。</p> <p>二次計画において、具体的には、魅力ある住環境と確固たる産業基盤を兼ね備えた「町内復興拠点」の実現を目指し、まずは、避難指示解除準備区域である浜野・両竹地区に中野地区復興産業拠点等の「働く場」と「発信の場」を整備するとともに、生活拠点の早期整備に向け、既成市街地の再生に加えてJR双葉駅西側地区を新市街地としての開発を進めることとしているところ。</p> <p>また、「双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画」(平成29年9月内閣総理大臣認定、以下「拠点計画」という。)において、新市街地の開発の進捗を踏まえ、特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除及び町民の帰還開始の目標時期を平成34年春頃としたところであるほか、「避難指示解除に関する考え方」(平成30年12月25日策定、以下「考え方」という。)において、町民の帰還開始に向けた取組みの迅速な実施のため、平成31年春の「帰町準備室」(仮称)の設置及び平成32年冬頃の「帰町計画」の策定方針を定めたところである。</p> <p>こうした中、二次計画を具現化するための新市街地整備や既成市街地の再生の具体的な方向性や、町内における各種の公共・公益機能の回復の在り方等について住民参画の下で検討を深めることや、帰町計画の策定や復興・創生に資する今後の帰町環境醸成方策の検討を行うこと等により、双葉町における新市街地の効果的な整備に繋げ、町の復興の加速化を図ることを目標とする。</p>					
事業概要					
<p>双葉町復興まちづくり計画(第二次)に掲げた取組みを具現化するため、復興まちづくり計画推進会議及び同幹事会(庁内)による議論を中心としつつ、復興町民委員会など町民等の意見を踏まえながら実施計画の改定を行うとともに、拠点整備に係る個別課題の整理や、それに基づいて帰町環境醸成に必要な方策の検討・整理を実施することにより、帰還を効果的に促す帰町計画の策定の準備等を行う。</p>					
当面の事業概要					
<p>双葉町復興まちづくり計画(第二次)に掲げた施策を具体化するため、復興まちづくり計画推進会議及び同幹事会(庁内)、復興町民委員会等を開催し、双葉町復興まちづくり計画(第二次)の事業計画を改定するとともに、一部の検討を外部委託しながら、拠点整備に係る個別課題の整理や、それに基づいて帰町環境醸成に必要な方策の検討・整理を実施することにより、帰還を効果的に促す帰町計画の策定の準備を行う。</p> <p>特に平成31年度は、「拠点計画」や「考え方」で設定した平成34年春頃の帰還開始目標や、それを踏まえた平成32年冬頃の帰町計画策定等の時間軸を意識しながら、平成31年度末頃の町開きに向けた帰還環境の整備に関する行程の整理を行ったうえで、帰町計画の骨子を整理する。</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>町全域が避難指示区域(内96%の区域が帰還困難区域)となっている双葉町の復興を推進する上で、まずは町内の避難指示解除準備区域に「働く拠点」を整備し、町への人の流れを生むことが必要不可欠であ</p>					

る。その上で、二次計画等に基づき、JR双葉駅の周辺に「生活拠点」の整備を進め、長期的な視点で順次帰還を進めていく必要がある。

こうした中、二次計画を具現化するための新市街地整備や既成市街地の再生の具体的な方向性や、町内における各種の公共・公益機能の回復の在り方等について住民参画の下で検討を深めること等により、双葉町における新市街地の効果的な整備に繋げ、町の復興の加速化を図る必要がある。

関連する事業の概要

【中野地区復興産業拠点整備事業】

(加速化交付金(帰還環境整備事業)(1)8.「一団地の復興再生拠点」事業で実施)

双葉町の中野地区に「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することにより、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、双葉町の復興を加速化する。

【双葉駅西側地区生活拠点等整備事業】

(加速化交付金(帰還環境整備事業)(1)8.「一団地の復興再生拠点」事業で実施)

双葉駅西側地区等に生活拠点の整備と生活関連サービスの提供に向けた環境整備を先行的に推進することにより、住民帰還や新たな住民の受け皿となる生活拠点を整備するとともに、新市街地である駅西側と既成市街地である駅東側の歩行者動線を確保しつつ、中野地区復興産業拠点等と連携した駅東側の駅前広場の再整備等、新たな町の姿に応じた交通結節点となる施設整備を行うことにより、早期の魅力的な帰還環境整備を図り、双葉町の復興を加速化する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県 (双葉町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	16	事業名	中野地区復興産業拠点整備事業 (企業活動促進)	事業番号	(6)-46-1								
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体 (直接/間接)	福島県双葉町 (直接)									
総交付対象事業費	(66,329 千円) 88,329 千円		全体事業費	110,329 千円									
帰還環境整備に関する目標													
<p>町域の 96%が帰還困難区域に指定されている双葉町は、「双葉町復興まちづくり計画 (第二次) 平成 28 年 12 月策定。以下「二次計画」という。)」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めていくこととしている。</p> <p>二次計画では、町内復興拠点の中でも特に、避難指示解除準備区域であり、かつ、津波リスクが低い中野地区を「復興産業拠点」として位置付けており、福島第一原子力発電所との近接性等も踏まえ、廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所の先行立地を図るほか、廃炉に関わる研究機関等を誘致することとしているところ。また、あわせて、当該区域に、就業者を対象とした商業・生活関連サービスを担う事業者の立地を図るとともに、復興祈念公園との連携も考えながら施設整備を進め、復興産業拠点を、町の復興の先駆けとなる複合的な機能を持った拠点として整備し、着実に進めていきたいと考えているところ。</p> <p>このような状況を踏まえ、本事業は、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点である中野地区復興産業拠点早期整備のため、より強固な企業選定や取組みを行い、双葉町の復興を加速化することを目標とする。</p>													
事業概要													
<p>本事業は、中野地区復興産業拠点での新たな産業、雇用創出のため、企業選定等の取組を強力に推進するものである。</p> <p>中野産業団地内への入居予定事業者については既に多数の応募があり選定を行うべくリストアップを行っているところであるが、より確実な入居事業者の確保のため、幅広く広報活動等を行い、リストの強化を行う。</p> <p>また、早期撤退の抑止策として企業の長期立地を目的とした取組みを行うこととする。</p> <p><今回要求額内訳></p> <table><tr><td>企業活動促進事業</td><td>22,000 千円</td></tr></table> <p><参考：これまでの交付対象事業費></p> <table><tr><td>企業立地基礎調査 (第 16 回募集)</td><td>34,549 千円</td></tr><tr><td>企業立地推進事業 (第 18 回募集)</td><td>10,980 千円</td></tr><tr><td>企業誘致活動促進事業 (第 20 回募集)</td><td>20,800 千円</td></tr></table>						企業活動促進事業	22,000 千円	企業立地基礎調査 (第 16 回募集)	34,549 千円	企業立地推進事業 (第 18 回募集)	10,980 千円	企業誘致活動促進事業 (第 20 回募集)	20,800 千円
企業活動促進事業	22,000 千円												
企業立地基礎調査 (第 16 回募集)	34,549 千円												
企業立地推進事業 (第 18 回募集)	10,980 千円												
企業誘致活動促進事業 (第 20 回募集)	20,800 千円												
当面の事業概要													
【平成 29 年度】													
<ul style="list-style-type: none">・企業立地に係る調査、広報、研修、研究及び説明会開催・個別企業訪問、企業情報整理													

<p>【平成 30 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地に係る広報・説明会開催 ・現地視察会、企業情報整理 ・企業誘致戦略会議 <p>【平成 31 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業選定 ・広報活動及び説明会等の実施 ・企業の長期立地を目的とした取組
<p>地域の帰還環境整備との関係</p> <p>町全域が避難指示区域（内 96%の区域が帰還困難区域）となっている双葉町の復興を推進する上で、まずは町内の避難指示解除準備区域である中野地区に「働く拠点」を整備し、町への人の流れを生むことが必要不可欠である。中野地区における企業選定・長期立地の取組等を行い、同地区に復興産業拠点を構成する産業を創出することにより、町内外の雇用の受け皿とする必要がある。</p>
<p>関連する事業の概要</p> <p>【中野地区復興産業拠点整備事業】</p> <p>双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、双葉町の復興を加速化するため、事業再開や新規事業の開始に必要な事業所等を立地するための用地整備等を行う。</p> <p>【中野地区復興産業拠点アクセス道路整備事業（福島県）】</p> <p>復興産業拠点の整備と合わせて、常磐自動車道に新たに整備される双葉 I C（仮称）と国道 6 号を結ぶ、県道井手長塚線の整備を進める。</p>

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

<p>関連する基幹事業</p>	
<p>事業番号</p>	
<p>事業名</p>	
<p>交付団体</p>	
<p>基幹事業との関連性</p>	
<p></p>	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	21	事業名	双葉駅西側地区生活拠点等整備事業	事業番号	(1)-8-4
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費	(4,749,525) (千円) 12,099,023 (千円)		全体事業費	12,379,072 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>町域の 96%が帰還困難区域に指定されている双葉町は、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）平成 28 年 12 月策定。以下「二次計画」という。）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めていくこととしている。</p> <p>双葉駅周辺地区は、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「拠点計画」という。）の中心地区であり、「JR 双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進すること等によって帰還環境整備を進め、平成 34 年春頃（JR 双葉駅周辺の一部の区域については平成 32 年春まで）の避難指示解除による住民帰還を目指す同計画の実現に遅れが生じないよう、迅速かつ着実な整備を進める必要がある。</p> <p>このような状況を踏まえ、本事業は、双葉駅西側地区等に、町主導による生活拠点の整備と生活関連サービスの提供に向けた環境整備を先行的に推進することにより、住民帰還や新たな住民の受け皿となる生活拠点を整備するとともに、新市街地である駅西側と既成市街地である駅東側の歩行者動線を確保しつつ、中野地区復興産業拠点等と連携した駅東側の駅前広場の再整備等、新たな町の姿に応じた交通結節点となる施設整備を行うことにより、早期の魅力的な帰還環境整備を図り、双葉町の復興を加速化することを目標とする。</p>					
事業概要					
<p>JR 双葉駅周辺区域のうち比較的住宅が密集していない駅西側地区に、町主導により、生活拠点の整備と生活関連サービスの提供に向けた環境整備を先行的に実施し、良質な歩行者空間を備え、住民帰還や新たな住民の受け皿となるコンパクトな生活拠点の整備（宅地等造成）を行う。その上で、駅西側の駅前に、生活関連機能を集約した交流拠点施設（官民複合施設）を整備するとともに、「災害公営住宅整備事業」及び「福島再生賃貸住宅整備事業」を活用し、住宅施設等の整備を行う。</p> <p>また、JR 双葉駅西側からの駅利用の利便性向上を図るとともに、東西の歩行者動線を確保するため、東西自由通路や駅改良等の整備を行う。</p> <p>さらに、JR 双葉駅東側の駅前について、国道 6 号からのアクセスや、中野地区復興産業拠点や復興祈念公園との近接性を踏まえ、交通広場として再整備を行う。</p>					
当面の事業概要					
<p>【平成 29 年度】</p> <p><駅西生活拠点・駅東交通広場></p> <p>■ 実地測量・ボーリング調査の実施、基本設計、用地事前交渉、都市計画事前準備</p> <p>二次計画や拠点計画を踏まえ、実地測量・ボーリング調査を行う。あわせて、調査結果を踏まえ、可能な部分については、用地事前交渉を始め、基本設計を行う。また、平成 30 年度上期における都市計画決定に向け、復興整備計画の作成等の準備を進める。</p> <p>事業計画・基本設計・実地測量・ボーリング費 合計：108,670 千円（単年度事業）</p>					

< 駅東西自由通路等 >

■基本設計

駅東西自由通路等について、二次計画や拠点計画を踏まえ、基本設計を行う。また、平成30年度上期における都市計画決定に向け、復興整備計画の作成等の準備を進める。なお、整備後の駅東西自由通路については、町道として道路認定を行う予定である。

基本設計費 : 29,940 千円 (単年度事業)

【平成30年度】

< 駅西生活拠点・駅東交通広場 >

■用地取得、工事

一団地の福島復興再生拠点施設としての都市計画決定(平成30年3月)及び事業認可(平成30年7月)を踏まえ、基本設計に基づく実施設計の策定、道路法に基づく道路(事前)協議、都市計画法に基づく開発許認可等、開発に必要な法的手続きを行う。また、土地権利者の譲渡に向けた同意を得た上で、用地取得に着手するとともに、計画的に工事を実施する。

用地・補償費 : 1,408,997 千円
測量設計費 : 391,932 千円
工事費 : 1,626,880 千円 (合計) 3,427,809 千円

< 交流拠点施設(官民複合施設・住宅施設) >

■基本構想

二次計画や拠点計画を踏まえ、官民複合施設その他の駅西地区の建造物に係る基本構想を策定する。

基本構想策定費 : 82,308 千円

< 駅東西自由通路等 >

■実施設計、工事

基本設計を踏まえ、実施設計及び工事を行う。

実施設計費 : 39,420 千円
工事費 : 1,199,988 千円 (合計) 1,239,408 千円

※ JR常磐線を跨ぐ自由通路部分については、平成31年度末における同路線の全線開通前に工事を行うことによりその工期及び工費の圧縮を図るため、駅西地区生活拠点の面的整備に先立ち、特に速やかに整備を行う。

【平成31年度】

< 駅西生活拠点・駅東交通広場 >

■用地取得、実施設計、工事

基本設計に基づく実施設計の策定、道路法に基づく道路(事前)協議、都市計画法に基づく開発許認可などの開発に必要な法的手続きを行う。また、これらを踏まえ、土地権利者の譲渡に向けた同意を得た上で、用地取得に具体的に着手する。

(今回申請分)

用地・補償費 : 5,005,438 千円

測量設計費： 246,350 千円
工事費： 2,097,710 千円 (合計) 7,349,498 千円

<交流拠点施設（官民複合施設）>

■基本設計

基本構想を踏まえ、基本設計を行う。

<駅東西自由通路等>

■工事

平成 31 年度末における JR 常磐線の全線開通に間に合うよう、速やかに整備を行い、年度末までにおける供用開始を目指す。

【平成 32 年度以降】

<駅西生活拠点・駅東交通広場>

■工事

平成 33 年度末頃における生活拠点等の供用開始（災害公営住宅整備事業等による住宅建築含む。）を目指し、宅地造成・建築工事を進める。

<交流拠点施設（官民複合施設）>

■実施設計・工事

平成 33 年度末頃における供用開始を目指し、建築工事を進める。

地域の帰還環境整備との関係

町全域が避難指示区域（内 96%の区域が帰還困難区域）となっている双葉町の復興を推進する上で、まずは町内の避難指示解除準備区域に「働く拠点」を整備し、町への人の流れを生むことが必要不可欠である。その上で、二次計画や拠点計画に基づき、JR 双葉駅の周辺に「生活拠点」の整備を進め、長期的な視点で順次帰還環境の整備を進めていく必要がある。

関連する事業の概要

【中野地区復興産業拠点の整備】

双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することで、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、町への人の流れを創出する。

【災害公営住宅整備事業】

造成した宅地に、帰還する町民の受け皿となる災害公営住宅の整備等を行い、早期の帰還環境整備とコンパクトな生活拠点の形成を図る。

【福島再生賃貸住宅整備事業】

造成した宅地に、帰還する町民や新規転入者の受け皿となる賃貸住宅の整備等を行い、早期の帰還環境整備とコンパクトな生活拠点の形成を図る。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	

交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	22	事業名	双葉駅西側地区生活拠点等整備事業（調整池等）	事業番号	◆ (1)-8-4-1
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費	(1,313,470) (千円) 2,295,000 (千円)		全体事業費	2,610,500 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>町域の 96%が帰還困難区域に指定されている双葉町は、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）平成 28 年 12 月策定。以下「二次計画」という。）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めていくこととしている。</p> <p>双葉駅周辺地区は、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「拠点計画」という。）の中心地区であり、「JR 双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進すること等によって帰還環境整備を進め、平成 34 年春頃（JR 双葉駅周辺の一部の区域については平成 32 年春まで）の避難指示解除による住民帰還を目指す同計画の実現に遅れが生じないよう、迅速かつ着実な整備を進める必要がある。</p> <p>このような状況を踏まえ、本事業は、双葉駅西側地区等に、町主導による生活拠点の整備と生活関連サービスの提供に向けた環境整備を先行的に推進することにより、住民帰還や新たな住民の受け皿となる生活拠点を整備するとともに、新市街地である駅西側と既成市街地である駅東側の歩行者動線を確保しつつ、中野地区復興産業拠点等と連携した駅東側の駅前広場の再整備等、新たな町の姿に応じた交通結節点となる施設整備を行うことにより、早期の魅力的な帰還環境整備を図り、双葉町の復興を加速化することを目標とする。</p>					
事業概要					
駅西地区生活拠点等の整備に伴い、必要となる調整池等の整備を行う。					
当面の事業概要					
【平成 29 年度】					
■基本設計					
二次計画や拠点計画を踏まえ、上下水道管網の基本設計を行う。					
上水道管網基本設計費 : 3,094 千円					
下水道管網（雨汚水分流）基本設計費 : 6,437 千円 合計 : 9,530 千円					
【平成 30 年度】					
■実施設計、工事					
基本設計を踏まえ、調整池の実施設計を行う。					
本工事費（調整池等） : 1,246,470 千円					
実施設計費（調整池等） : 67,000 千円 合計 : 1,313,470 千円					
【平成 31 年度以降】					
■用地取得、実施設計、工事					

平成 33 年度末頃における住宅団地等の供用開始（災害公営住宅整備事業等による住宅建築含む。）を
目指し、実施設計・施工を進める。

（今回申請分）

本工事費（調整池等） : 977,530 千円
実施設計費（調整池等） : 4,000 千円 合計 : 981,530 千円

地域の帰還環境整備との関係

町全域が避難指示区域（内 96%の区域が帰還困難区域）となっている双葉町の復興を推進する上で、ま
ずは町内の避難指示解除準備区域に「働く拠点」を整備し、町への人の流れを生むことが必要不可欠であ
る。その上で、二次計画や拠点計画に基づき、JR双葉駅の周辺に「生活拠点」の整備を進め、長期的な視
点で順次帰還環境の整備を進めていく必要がある。

関連する事業の概要

【中野地区復興産業拠点の整備】

双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推
進することにより、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、町への人の流れを創
出する。

【災害公営住宅整備事業】

造成した宅地に、帰還する町民の受け皿となる災害公営住宅の整備等を行い、早期の帰還環境整備と
コンパクトな生活拠点の形成を図る。

【福島再生賃貸住宅整備事業】

造成した宅地に、帰還する町民や新規転入者の受け皿となる賃貸住宅の整備等を行い、早期の帰還環
境整備とコンパクトな生活拠点の形成を図る。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	(1)-8-4
事業名	双葉駅西側地区生活拠点等整備事業
交付団体	福島県双葉町

基幹事業との関連性

本事業は、双葉駅西側地区等に、町主導による住宅団地の整備と生活関連サービスの提供に向けた整備を
先行的に推進する上で、必要となる同拠点内のインフラ整備に向け、調整池等の整備を行うもの。

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	26	事業名	双葉駅西側地区生活拠点等下水道整備事業	事業番号	(1)-12-3
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体 (直接/間接)	福島県双葉町 (直接)	
総交付対象事業費	(45,614) (千円) 216,658 (千円)		全体事業費	1,831,114 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>町域の 96%が帰還困難区域に指定されている双葉町は、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）平成 28 年 12 月策定。以下「二次計画」という。）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めていくこととしている。</p> <p>双葉駅周辺地区は、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「拠点計画」という。）の中心地区であり、「JR 双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進すること等によって帰還環境整備を進め、平成 34 年春頃（JR 双葉駅周辺の一部の区域については平成 32 年春まで）の避難指示解除による住民帰還を目指す同計画の実現に遅れが生じないよう、迅速かつ着実な整備を進める必要がある。</p> <p>このような状況を踏まえ、本事業は、双葉駅西側地区等に、町主導による生活拠点の整備と生活関連サービスの提供に向けた環境整備を先行的に推進することにより、住民帰還や新たな住民の受け皿となる生活拠点を整備するとともに、新市街地である駅西側と既成市街地である駅東側の歩行者動線を確保しつつ、中野地区復興産業拠点等と連携した駅東側の駅前広場の再整備等、新たな町の姿に応じた交通結節点となる施設整備を行うことにより、早期の魅力的な帰還環境整備を図り、双葉町の復興を加速化することを目標とする。</p>					
事業概要					
双葉駅西側地区等の整備に伴い、必要となる下水道網の整備を行う					
当面の事業概要					
【平成 29 年度】					
■基本設計					
二次計画や拠点計画を踏まえ、上下水道管網の基本設計を行う。					
上水道管網基本設計費 : 3,094 千円					
下水道管網（雨汚水分流）基本設計費 : 6,437 千円 合計 : 9,530 千円（別途事業）					
【平成 30 年度～平成 32 年度】					
<駅西生活拠点・駅東交通広場>					
■都市計画、実施設計					
平成 30 年 3 月の一団地の福島復興再生拠点施設としての都市計画決定を踏まえ、基本設計に基づく実施設計の策定、施工を実施する。					
駅西地区内管網（汚水）実施設計費 : 45,614 千円					
【平成 31 年度～平成 33 年度】					
<駅西生活拠点・駅東交通広場>					
■実施設計、工事					

平成 33 年度末頃における生活拠点等の供用開始（災害公営住宅整備事業等による住宅建築含む。）を
目指し、宅地造成・建築工事に合わせた下水道整備を進める。

（今回申請分）

駅西地区内管網整備 : 28,044 千円
双葉汚水 1 号幹線整備 : 96,000 千円
汚水処理施設整備 : 47,000 千円

地域の帰還環境整備との関係

町全域が避難指示区域（内 96%の区域が帰還困難区域）となっている双葉町の復興を推進する上で、ま
ずは町内の避難指示解除準備区域に「働く拠点」を整備し、町への人の流れを生むことが必要不可欠であ
る。その上で、二次計画や拠点計画に基づき、JR 双葉駅の周辺に「生活拠点」の整備を進め、長期的な視
点で順次帰還環境の整備を進めていく必要がある。

関連する事業の概要

【中野地区復興産業拠点の整備】

双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推
進することにより、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、町への人の流れを創
出する。

【災害公営住宅整備事業】

造成した宅地に、帰還する町民の受け皿となる災害公営住宅の整備等を行い、早期の帰還環境整備と
コンパクトな生活拠点の形成を図る。

【福島再生賃貸住宅整備事業】

造成した宅地に、帰還する町民や新規転入者の受け皿となる賃貸住宅の整備等を行い、早期の帰還環
境整備とコンパクトな生活拠点の形成を図る。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県双葉町帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	28	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業(双葉町)【基金型】	事業番号	(5)-40-1
交付団体		双葉町	事業実施主体(直接/間接)		双葉町
総交付対象事業費		150,000(千円)	全体事業費		150,000(千円)
帰還環境整備に関する目標					
<p>双葉町では東日本大震災の津波被災と原発事故に伴う帰還困難区域指定で全住民が避難したことにより、町内での農地及びかんがい施設の維持管理が行われていない期間が長期間となり、今後予定されている特定復興拠点整備による集中除染後の営農再開に大きな支障となっている。</p> <p>このため、本事業により営農再開を予定している農地の整備や土地改良施設の補修を行い特定復興再生拠点整備後の営農再開が実現可能な状況を構築し、復興再生組合等における営農再開に寄与することで住民の帰還促進と地域農業の再建を図る。</p>					
事業概要					
<p>特定復興再生拠点整備区域の耕作再開モデルゾーンや、避難指示解除準備区域の水田再生活用拠点・次世代園芸チャレンジ拠点については、長期間の避難指示により農業水利施設(頭首工及び取水口、用排水路、ため池、ゲート等)が適正に管理出来ない状況であったため、施設機能が著しく低下しているため農業用水の適正な取水、通水量の調整及び確保が出来ない状況となっている。</p> <p>そのため、エリア内にある農業水利施設の現状を把握するため、点検、除草、保全管理と設計を行い、これに基づき補修及び補強工事を実施し、併せて営農再開に即した新たな水利用となることから、水管理及び施設管理体制についても検討を行うことで、営農が再開出来る環境を整備促進させるものである。</p> <p>○対象施設 耕作再開モデルゾーンや水田再生活用拠点、次世代園芸チャレンジ拠点の農業水利施設及び接続水系の水路 N=1 式</p> <p>「双葉町・特定復興再生拠点区域再生計画」平成 34 年春を目標に避難指示の解除を目指す。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 31 年度></p> <ol style="list-style-type: none">1. 施設点検・除草・保全管理 : N=1 式2. 施設設計 : N=1 式3. 補修・補強工 : N=1 式 <p><平成 32 年度></p> <ol style="list-style-type: none">1. 施設設計 : N=1 式2. 補修・補強工 : N=1 式					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>双葉町の特定復興再生拠点区域及び避難指示解除準備区域の営農再開には、農業用水を営農再開するほ場まで安定供給させることが急務であり、最も重要な整備である。</p> <p>そのため、営農再開に向けた準備を行い、帰還環境整備の促進に向け、本事業の導入による対策実施が必要である。</p>					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和元年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	29	事業名	双葉駅西側地区生活拠点公営住宅等整備事業（災害公営住宅）	事業番号	(1)-1-1
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費	125,511（千円）		全体事業費	2,390,000（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>町域の 96%が帰還困難区域に指定されている双葉町は、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）平成 28 年 12 月策定。以下「二次計画」という。）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めていくこととしている。</p> <p>双葉駅周辺地区は、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「拠点計画」という。）の中心地区であり、「JR 双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進する」こと等によって帰還環境整備を進め、令和 4 年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除によって住民帰還を目指す同計画の実現に遅れが生じないう、迅速かつ着実な整備を進める必要がある。</p> <p>このような状況を踏まえ、町主導による生活拠点の整備と生活関連サービスの提供に向けた環境整備を先行的に推進することにより、住民帰還や新たな住民の受け皿となる生活拠点の整備を進めることが必要との方針に基づき、双葉駅西側地区において現在福島復興再生拠点整備事業（一団地事業）（都市計画決定区域約 23ha のうち、1 期区域約 12ha）を進めているところである。また、当町中野地区においては、働く拠点となる中野地区復興産業拠点の整備が進捗するとともに立地予定企業の数も増加し、就業者の生活の場の確保も大きな課題となることが見込まれる。それらの進捗も踏まえて、本事業は、福島復興再生拠点整備事業により整備する拠点において、災害公営住宅整備事業および福島再生賃貸住宅整備事業を活用した公営住宅の整備を行うことにより、住民の帰還や新たな住民の定着を促し、双葉町の復興を加速化することを目標とするものである。</p>					
事業概要					
<p>町主導により、生活拠点の整備と生活関連サービスの提供に向けた環境整備を先行的に実施し、良質な歩行者空間を備え、住民帰還や新たな住民の受け皿となるコンパクトな生活拠点の整備（宅地等造成）を行っている双葉駅西側地区（都市計画決定区域約 23ha のうち、1 期区域約 12ha）において、「災害公営住宅整備事業」及び「福島再生賃貸住宅整備事業」を活用し、公営住宅等の整備を行う。なお、整備にあたっては、福島県による代行整備を予定している。（本年 10 月目途代行整備にかかる協定締結目標）</p> <p>整備戸数は、住民意向調査や立地企業アンケート結果等の集計結果も踏まえ、災害公営住宅（戸建て）32 戸、福島再生賃貸住宅（集合）56 戸の整備を想定。</p>					
当面の事業概要					
【令和元年度】					
■基本設計					
現在策定している、住宅整備にかかる基本構想を踏まえ、基本設計に着手する。実施にあたっては、公募型プロポーザルにより、設計者の選定を実施する。					
（今回申請分）					
公募型プロポーザル・基本設計費・実施設計費 125,511 千円					

【令和2年度】（額は概算見込み）

■基本設計・実施設計・細街路の整備工事・本体工事

基本設計を実施するとともに、基本設計完了後速やかに実施設計へ移行。また、実施設計に基づき、先行的に住宅内の細街路整備に着手。実施設計完了後細街路整備と合わせて建物本体工事にも着手

【令和3年度】（額は概算見込み）

■本体工事

細街路の整備工事に引き続き、令和4年春の避難指示解除・居住開始に間に合うよう、住宅施設本体にかかる建築工事を行う。

地域の帰還環境整備との関係

町全域が避難指示区域（内96%の区域が帰還困難区域）となっている双葉町の復興を推進する上で、まずは町内の避難指示解除準備区域に「働く拠点」を整備し、町への人の流れを生むことが必要不可欠である。その上で、二次計画や拠点計画に基づき、JR双葉駅の周辺に「生活拠点」の整備を進め、長期的な視点で順次帰還環境の整備を進めていく必要がある。

関連する事業の概要

【中野地区復興産業拠点の整備】

双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することで、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、町への人の流れを創出する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和元年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	30	事業名	双葉駅西側地区生活拠点公営住宅等整備事業（福島再生賃貸住宅）	事業番号	(1)-5-1
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費	86,707（千円）		全体事業費	3,060,000（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>町域の 96%が帰還困難区域に指定されている双葉町は、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）平成 28 年 12 月策定。以下「二次計画」という。）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めていくこととしている。</p> <p>双葉駅周辺地区は、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「拠点計画」という。）の中心地区であり、「JR 双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進する」こと等によって帰還環境整備を進め、令和 4 年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除によって住民帰還を目指す同計画の実現に遅れが生じないう、迅速かつ着実な整備を進める必要がある。</p> <p>このような状況を踏まえ、町主導による生活拠点の整備と生活関連サービスの提供に向けた環境整備を先行的に推進することにより、住民帰還や新たな住民の受け皿となる生活拠点の整備を進めることが必要との方針に基づき、双葉駅西側地区において現在福島復興再生拠点整備事業（一団地事業）（都市計画決定区域約 23ha のうち、1 期区域約 12ha）を進めているところである。また、当町中野地区においては、働く拠点となる中野地区復興産業拠点の整備が進捗するとともに立地予定企業の数も増加し、就業者の生活の場の確保も大きな課題となることが見込まれる。それらの進捗も踏まえて、本事業は、福島復興再生拠点整備事業により整備する拠点において、災害公営住宅整備事業および福島再生賃貸住宅整備事業を活用した公営住宅の整備を行うことにより、住民の帰還や新たな住民の定着を促し、双葉町の復興を加速化することを目標とするものである。</p>					
事業概要					
<p>町主導により、生活拠点の整備と生活関連サービスの提供に向けた環境整備を先行的に実施し、良質な歩行者空間を備え、住民帰還や新たな住民の受け皿となるコンパクトな生活拠点の整備（宅地等造成）を行っている双葉駅西側地区（都市計画決定区域約 23ha のうち、1 期区域約 12ha）において、「災害公営住宅整備事業」及び「福島再生賃貸住宅整備事業」を活用し、公営住宅等の整備を行う。なお、整備にあたっては、福島県による代行整備を予定している。（本年 10 月別途代行整備にかかる協定締結目標）</p> <p>整備戸数は、住民意向調査や立地企業アンケート結果等の集計結果も踏まえ、災害公営住宅（戸建て）32 戸、福島再生賃貸住宅（集合）56 戸の整備を想定。</p>					
当面の事業概要					
【令和元年度】					
■基本設計					
現在策定している、住宅整備にかかる基本構想を踏まえ、基本設計に着手する。実施にあたっては、公募型プロポーザルにより、設計者の選定を実施する。					
（今回申請分）					
公募型プロポーザル・基本設計費・実施設計費 86,707 千円					

【令和2年度】(額は概算見込み)

■基本設計・実施設計・細街路の整備工事・本体工事

基本設計を実施するとともに、基本設計完了後速やかに実施設計へ移行。また、実施設計に基づき、先行的に住宅内の細街路整備に着手。実施設計完了後細街路整備と合わせて建物本体工事にも着手

【令和3年度】(額は概算見込み)

■本体工事

細街路の整備工事に引き続き、令和4年春の避難指示解除・居住開始に間に合うよう、住宅施設本体にかかる建築工事を行う。

地域の帰還環境整備との関係

町全域が避難指示区域（内 96%の区域が帰還困難区域）となっている双葉町の復興を推進する上で、まずは町内の避難指示解除準備区域に「働く拠点」を整備し、町への人の流れを生むことが必要不可欠である。その上で、二次計画や拠点計画に基づき、JR双葉駅の周辺に「生活拠点」の整備を進め、長期的な視点で順次帰還環境の整備を進めていく必要がある。

関連する事業の概要

【中野地区復興産業拠点の整備】

双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することで、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、町への人の流れを創出する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	